

日立市物価高騰対策事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

日立市物価高騰対策事業業務委託

(2) 業務の目的

食料品などの物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市民への商品券の配布及び飲食店への応援給付金の支給を行うことで、家計の負担軽減と消費の下支えを図る。

(3) 業務内容

日立市物価高騰対策事業業務委託仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

2 提案限度額

1,030,881千円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

※ 商品券発行見込額889,000千円及び給付金支給見込額65,000千円を提案額に含め、商品券の配送料を提案額に含めないこと。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

また、連携協力企業（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に業務の一部を行う者）がある場合は、当該連携協力企業が次に掲げる要件のうち(3)から(8)を満たしていること。

- (1) 茨城県内に本社（店）又は支社（店）、営業所等を有する者
- (2) 令和4年度以降に地方自治体が発行する商品券（デジタル商品券を除く）に関する業務を複数回受注した実績を有する者
- (3) 参加申込の時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受ける者でないこと
- (4) 参加申込の時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (5) 地方税及び国税について滞納がないこと
- (6) 財務状況等から業務の遂行が困難となるおそれがないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法 律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準じる団体ではないこと

- (8) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準じる者ではないこと

4 スケジュール（予定）

No.	項目	日程
1	公募開始	令和8年2月2日（月）
2	質疑書の提出期限	令和8年2月9日（月）
3	質疑書の回答期限	令和8年2月10日（火）
4	企画提案書等の提出期限	令和8年2月17日（火）
5	審査委員会の開催（参加者によるプレゼンテーション）	令和8年2月25日（水）
6	審査結果通知	令和8年2月26日（木）
7	契約締結	令和8年3月上旬

5 質疑の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年2月9日（月）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出先

日立市産業経済部商工振興課

(3) 質疑方法

質疑書（様式6）に記入の上、電子メール（shoko@city.hitachi.lg.jp）にて提出すること。

※ 電子メールの件名は「【会社名】日立市物価高騰対策事業業務委託に係る質疑」とすること。

※ 電子メール送信後、電話（0294-22-3111（内線473））にてメール受信の確認を行うこと。（平日の午前9時から午後5時15分まで）

※ 提出期限を過ぎた質疑のほか、電子メール以外の方法による質疑は受け付けない。

(4) 回答方法

令和8年2月10日（火）までに回答を本市ホームページへ掲載する。

※ 質疑内容が本プロポーザルの事業者選定に支障を与えるものと判断できる質疑については、回答しない。

※ 回答した内容は、本実施要領の内容に追加及び修正があったものとみなすものとし、回答に対する問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

6 企画提案

(1) 企画提案書の規格等

ア 企画提案書は任意様式とする。

- イ 1者につき1件の企画提案とする。
- ウ A4縦長サイズ30ページ以内とし、各ページにページ番号を記載すること。
- エ 文字は、12pt以上、横書きとすること。
- オ 表紙を除き原則両面印刷とし、左側2箇所をホチキスで留めること。

(2) 記載事項

日立市物価高騰対策事業業務委託仕様書の内容を踏まえ、次の項目について、具体的に記載すること。

ア 業務体制

本業務の実施に係る体制（責任者名、担当者名、責任者・担当者の実績等）を記載すること。

イ 基本方針等

本業務の実施に係る基本方針、特に重視する業務上の配慮事項等を記載すること。

ウ 企画提案

日立市物価高騰対策事業業務委託仕様書の「5 委託業務内容」に記載する各項目について、企画提案すること。

エ 追加提案等

本業務の成果をさらに高める観点から、追加提案等がある場合は記載すること。

なお、記載した追加提案等は、全て提案限度額内で実現すること。

オ 事業スケジュール

本業務の実施に係る具体的なスケジュールを記載すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年2月17日（火）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出先

日立市産業経済部商工振興課

(3) 提出物

ア 参加申込書（様式1） 1部

イ 参加資格に関する申立書（様式2） 1部

ウ 会社概要書（様式3） 1部

エ 受注実績調書（様式4） 1部

オ 企画提案書 10部

カ 提案価格見積書（様式5） 1部

キ 上記アからカの電子データ（PDF）が格納されたCD-R又はDVD-R

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※ 持参の場合は、平日午前9時から午後5時15分までとする。
郵便の場合は、提出期限までに必着とする。

8 審査

参加資格要件を満たし、かつ提案価格が提案限度額の範囲内にある者について、審査を行う。

(1) 審査方法

審査委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(2) 審査委員会の開催日時等 ※ 詳細は、別途参加者に連絡する。

ア 日 時 令和8年2月25日（水）（予定）

イ 場 所 日立市役所内（予定）

ウ 出席者 1者3名以内

エ その他

（ア） 参加申込者が多数の場合は、書類審査によりあらかじめ3者を選定した上で、
プレゼンテーション審査を行う。

（イ） プrezentation審査は、提出物を提出した順に行う。

（ウ） プrezentation時間は、1者20分以内とする。

（エ） プrezentationにおいて、パワーポイント等を使用する場合は、パソコン
を持参すること。プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは本市が用
意する。

(3) 審査基準

ア 審査委員会の各委員が、審査基準に基づき企画提案書の記載事項（書類審査）と
プレゼンテーション（プレゼンテーション審査）を総合的に評価し、各委員の総合
評価点の合計が高い順に、優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者を選定する。

※ 各委員の総合評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の合議により順位を決
定する。

※ 総合評価点の平均が60点に満たない場合は、再度公募を行う。

イ 企画提案における評価項目、評価内容、配点割合は次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点割合
受注実績	十分な受注実績を有しているか。	20
業務体制	適切な業務体制が整備されているか。	10
基本方針	本業務の目的等を十分理解した基本方針等であるか。	10
企画提案	的確性、具体性、実現性、独自性等がある提案であるか。	30
事業スケジュール	商品券の配布及び給付金の支給が短期間かつ確実に実施でき る事業スケジュールであるか。	20
提案価格	業務の実施に影響しない範囲での低廉な提案価格であるか。	10

(4) 審査結果の通知等

審査結果については、参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。
なお、審査結果に対する問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

9 失格事項

本プロポーザルの参加者が、次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とする。

- (1) 企画提案書等に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (3) 提案価格が提案限度額を超えている場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

10 契約

- (1) 優先交渉権者と本市は、提案の内容を基にして、業務の履行に必要な条件等の協議を行い、必要な範囲内で企画提案書等の項目の追加、変更及び削除を行った上で、本契約の仕様に反映するものとする。
- (2) この交渉が整ったときは、受注候補者として随意契約の手続きに進むものとする。
- (3) 優先交渉権者が契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

11 留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出期限後における企画提案書等の内容変更及び再提出は認めない。
ただし、責任者や担当者の病気休暇、死亡、退職等やむを得ない理由により、これを変更する場合は、この限りではない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等の提出をした後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。
- (6) 参加者が1者の場合は、審査委員会において、優先交渉権者として基準を満たしている（審査委員会の各委員の評価点の平均が60点以上）と判断した場合に限り、優先交渉権者として選定する。
- (7) 本業務により生じた財産権及び知的財産権は、原則として本市に帰属することとする。
- (8) 提出された企画提案書等について、日立市情報公開条例（平成7年条例第1号）に

基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書になるが、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。公開に支障がある場合はあらかじめ申し出ること。

12 問合せ先

〒317-8601 茨城県日立市助川町1丁目1番1号

日立市産業経済部商工振興課（5階海側）

電話番号 0294-22-3111（内線473）

電子メールアドレス shoko@city.hitachi.lg.jp

以上